

視察見学者に係る食事代及び電気料等の徴収について（通達）

昭和 46 年 7 月 19 日  
陸幕会第 99 号

改正 昭和 49 年 8 月 19 日陸幕会第 135 号 昭和 51 年 11 月 30 日陸幕会第 157 号  
昭和 54 年 9 月 5 日陸幕会第 163 号 昭和 56 年 5 月 29 日陸幕会第 131 号  
昭和 59 年 3 月 8 日陸幕会第 49 号 平成 7 年 2 月 14 日陸幕会第 37 号  
平成 8 年 7 月 1 日陸幕会第 179 号 平成 21 年 2 月 3 日陸幕法第 10 号  
平成 27 年 3 月 20 日陸幕会第 395 号

各方面総監  
各部隊長 殿  
各機関の長

陸上幕僚長の命により  
総務課長

（例規 16）

視察見学者に係る食事代及び電気料等の徴収について（通達）

標記について、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 116 条の 3 第 1 項に基づく隊員以外の者で自衛隊を視察し、又は見学する者（以下「部外者」という。）のうち、食事の支給を受ける者に対しては食事代を、陸上自衛隊の広報活動に関する達（陸上自衛隊達第 31—1 号）第 19 条の規定に基づく隊内生活体験のため宿泊する部外者に対しては上記食事代のほか、電気料、上水道料、下水道料及び燃料費をそれぞれ徴収するものとする。これらに関する事務処理は、陸上自衛隊債権管理事務取扱規則（陸上自衛隊達第 16—1 号）に定めるもののほか、下記により実施されたい。

なお、「視察見学者の食事代及び電気料等の徴収について（通達）」（43. 11. 9 の陸幕会第 269 号）は廃止する。

記

1 徴収額

徴収額は次の表のとおりとする。

区分	徴収額	備考
(1) 食事代	別に定めるところによる	歳入に納付
	{ (1 人 1 泊当たりの使用電力量) × (電力量料金の単価)	1 電力量料金の単価及び燃料費調整の単価は電力会社が定めた

	= (1人1泊当たりの使用電力量)		単価とする。
(2) 電気料	× (燃料費調整の単価) }		2 歳出 (目の細分) 光熱水料の支払に充当する。
	× (1 + 消費税率)		
	1人1泊当たりの使用電力量		
	ア 冷房期間中		
	隊内生活体験者が宿泊する場所	1人1泊当たりの使用電力量	
	全館冷房の隊舎の	冷凍機の種類が蒸気式	2 kwh
	室に宿泊	冷凍機の種類が電気式	4 kwh
	ルームクーラを設置する室に宿泊		4 kwh
	その他の室に宿泊		2 kwh
	イ 冷房期間外		
	1人1泊当たり 2 kwh		
(3) 上水道料	0.238m <sup>3</sup> × (上水道料金の駐屯地単価)		1 自隊給水及び浄化槽処理駐屯地においては、給水総合単価及び汚水処理総合単価を駐屯地単価とする。
	※ 0.238m <sup>3</sup> は1人1泊当たりの使用量 (給水量)		
			2 給水量は、防衛施設庁の「設備工事設計要領」資料による。
(4) 下水道料	0.179m <sup>3</sup> × (下水道料金の駐屯地単価)		3 給水量は、防衛施設庁の「下水道施設設計要領」資料による。
	※ 0.179m <sup>3</sup> は1人1泊当たりの使用量 (汚水量)		
			4 歳出 (目の細分) 光熱水料の支払に充当する。
	北海道地区	1人1泊当た	125 円

		り		
(5) 燃料費 (冬季暖房 期間中に限 る。)	北海道地区 以外の寒冷 地手当支給 地区	同	103 円	歳入に納付
	その他の地 区	同	90 円	

## 2 徴収要領等

- (1) 食事代及び燃料費は、歳入徴収官の口頭告知により収入官吏が収納するものとする。
- (2) 電気料、上水道料及び下水道料は、駐屯地業務隊長又は駐屯地業務を担当する部隊等の長（以下「業務隊長等」という。）が陸上自衛隊の広報活動に関する達（陸上自衛隊達第 31—1 号）別紙第 1—2 に定める陸上自衛隊内生活体験申込書により部外者の住所、氏名、宿泊期間、種別、金額を記載した文書を作成の上、会計隊長等（駐屯地（分屯地を含む。）を支援する会計機関の長（会計隊派遣隊長及び会計隊連絡班長を含む。）をいう。以下同じ。）に送付し、会計隊長等がこれに基づき現金徴収するものとする。
- (3) 会計隊長等は、徴収した現金を電力会社等への支払に充当するまでの間、厳重に保管するものとする。
- (4) 会計隊長等は、徴収した電気料、上水道料及び下水道料を毎月駐屯地等の使用料とともにそれぞれ電力会社等への支払に充当するものとする。
- (5) 会計隊長等は、電気料、上水道料及び下水道料の出納状況を明らかにするため帳簿を備え付け、出納の都度記帳するものとする。

## 3 事務担当者の兼務の禁止

広報実施に関する事務（給食及び宿泊の申込みの受理）の担当者と駐屯地業務隊長等の行う事務（債権の発生のお知らせ、食需伝票の作成及び食券の発行等）の担当者とは、同一人に兼ねさせてはならない。

## 4 適用時期

この通達は、昭和 46 年 9 月 1 日から適用する。